

第3期

猪苗代町障がい者計画

第2期（後期）

猪苗代町障がい福祉計画

第1期（後期）

猪苗代町障がい児福祉計画

令和3年2月

猪苗代町

猪苗代町障がい者計画目次

第 1 章 総 論

第 1 節 計画の基本事項	2
第 1 計画改定（策定）の趣旨	2
第 2 障がい者計画と障がい福祉計画の関係	3
第 3 計画の基本理念と目標	4
第 4 計画の期間	5
第 5 計画の構成	5
第 6 計画の推進体制	6
第 2 節 障がい者を取りまく現状	7
第 1 本町の障がい者の現状	7
第 2 教育施策の現状	10
第 3 障がい者雇用の現状	10
第 3 節 施策の体系	11

第 2 章 各 論

第 1 節 啓発・広報・ボランティア	15
第 1 偏見や差別を取り除き相互理解を深める	16
第 2 学校教育や職場研修での啓発	16
第 3 ボランティア活動の促進	17
第 2 節 保健・医療	18
第 1 保健活動の推進	19
第 2 医療・リハビリテーション体制の整備	19
第 3 精神保健・医療施策の推進	20
第 4 ライフステージを通じた支援の推進	20
第 3 節 福祉	21
第 1 施設等入所から地域生活への移行支援	22
第 2 相談・支援体制の充実	22
第 3 地域療育体制の整備	23
第 4 成年後見制度の利用促進	23
（猪苗代町成年後見制度利用促進基本計画）	
第 5 在宅福祉サービスの充実	24
第 6 精神障がい者の社会復帰・社会参加支援	25
第 4 節 教育・育成	26
第 1 特別支援教育の推進	27
第 2 教育関係者への理解啓発の推進	27
第 3 生涯学習の振興	28
第 5 節 雇用・就業	29
第 1 雇用の場の確保	30
第 2 一般就労への移行と定着・継続への支援	30
第 3 福祉的就労への支援	31
第 4 就労に関する相談・支援の充実	31
第 6 節 生活環境	32
第 1 住環境の整備	33

第6節	生活環境	32
第1	住環境の整備	33
第2	ユニバーサルデザインの推進	33
第3	緊急時における障がい者への支援体制の整備	34
第7節	スポーツ・文化	35
第1	スポーツ・文化活動の促進	36

第3章

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1節	計画の基本事項	38
第1	計画の基本事項	38
第2	サービス利用見込量	50
第2節	サービスの見込み量と確保	55
第1	居宅における生活支援のサービス	55
第2	居住の場を支援するためのサービス	60
第3	日中活動を支援するためのサービス	62
第3節	地域生活支援事業の実施に関する事項	69

資料編

猪苗代町障がい者アンケート調査結果

障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 策定経過

猪苗代町障がい者自立支援協議会委員名簿

※障害の表記について

本計画では、これまで「障害」と表記していたものについて、「害」という否定的なイメージを考慮し、原則として固有名詞や法令等を除いて「障がい」と表記しています。

第 1 章

総 論

第 1 節 計画の基本事項

第 2 節 障がい者を取りまく現状

第 3 節 施策の体系

総	◆ 第 1 章	総論
論	◇ 第 1 節	計画の基本事項

第 1 計画改定（策定）の趣旨

猪苗代町では、平成 13 年に、障がい者施策を総合的に実施するため、「障がい者ふれあい共生プラン～こころとまちのバリアフリー～（猪苗代町障がい者計画）」を策定し、“ノーマライゼーションとリハビリテーション”を基本理念に障がい者福祉の充実を図り、社会活動への積極的参加を促進する施策を推進してきました。

平成 15 年度から国の「社会福祉基礎構造改革」の一環として施行された「障害者支援費制度」が導入され、障がい福祉施策は飛躍的に充実しましたが、平成 18 年 4 月には、支援費制度による障がい福祉サービスの急激な利用増加への対応と、障がい者就労支援および身体・知的・精神の 3 障がいサービスの一元化を主眼とした「障害者自立支援法」が制定され、障がい者施策は、ふたたび大きな転換の時期を迎えました。

その後「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障がい保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行により、障がい者の範囲の見直しや地域における自立した生活のための支援の充実が図られるなど、障がいのある方に関する制度が見直され、平成 25 年 4 月には、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障がい福祉施策を講ずるものとして、「障害者総合支援法」が制定されました。平成 28 年 6 月には、障害者総合支援法が制定され 3 年後の見直しが行われ、「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正されました。この改正により、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するため仕組みなどが新たに設けられました。加えて、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため、「障がい児福祉計画」の策定が義務付けられました。

また、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止と社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害（合理的配慮の不提供）の防止を目的として、「障害者差別解消法」が制定されました。

こうした状況を踏まえ、町では、「第七次猪苗代町振興計画」に掲げる「ともに地域を育て、みんなが心地よく暮らせるまち 猪苗代」の実現を目指し、「第 3 期猪苗代町障がい者計画・第 2 期猪苗代町障がい福祉計画・第 1 期猪苗代町障がい児福祉計画」を策定するものです。

第2 障がい者計画と障がい福祉計画の関係

「第3期猪苗代町障がい者計画」は、障がい者の自立と社会参加を図るため、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める計画です。

「第2期猪苗代町障がい福祉計画」は、障害者基本法の基本理念にのっとり、障害者総合支援法第88条の規定に基づき必要な障がい福祉サービスの量や提供体制確保について定める計画です。また、成年後見制度利用促進法第14条第1項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本計画を内包し、一体的に策定します。

「第1期猪苗代町障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、本町の障がい児通所支援や障がい児相談支援の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として定める計画です。

「第3期猪苗代町障がい者計画」は、本町における障がい者施策の最上位計画であり、「第2期猪苗代町障がい福祉計画」及び「第1期猪苗代町障がい児福祉計画」を内包した計画となっています。なお、児童福祉法第33条の20第6項の規定により「市町村障害児福祉計画」は「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるため、本町においては、「第2期猪苗代町障がい福祉計画」と「第1期猪苗代町障がい児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。

第3期猪苗代町障がい者計画
(根拠法令：障害者基本法)

障がい者施策全般についての
基本的な事項を定める計画

○第2期猪苗代町障がい福祉計画
(根拠法令：障害者総合支援法)

障がい福祉サービス等の見込量とそ
の方策について定める計画

○第1期猪苗代町障がい児福祉計画
(根拠法令：児童福祉法)

障がい児通所支援等の見込量とそ
の方策について定める計画

第3 計画の基本理念と目標

計画の基本理念である「リハビリテーション（障がい者の身体的、精神的な障がい要因を軽減し、社会的偏見や物理的障がいの除去をめざした社会づくり）」及び、「ノーマライゼーション（障がい者が家庭や地域社会の中で通常の生活ができるような環境整備をめざした社会づくり）」の理念に基づいて、障がいの有無にかかわらず、誰もが個人の尊厳が尊重され、それぞれの自己決定・自己選択によって、住み慣れた地域で安全に安心して生活を送ることができるよう、共に支え合って暮らす共生社会づくりの実現を基本目標とし、その実現のために6つの視点から取り組みます。

（1）障がい者本人のサービス利用選択の支援

施設福祉サービスから障がい者のニーズに沿った在宅福祉サービスへの移行を図りつつも、障がい者の生活環境やライフステージ（人生を発達段階に分けたそれぞれの段階）の変化に対応できる障がい者本人の選択の幅を広げます。

（2）障がい者の自立支援の充実

障がいの軽い場合だけでなく、重度の場合であっても人間として自立することが重要であることを踏まえ、障がい者の自主性、主体性を尊重しながら、自立を支援する生活の場の確保や福祉的就労を含めた就労の場の確保に努め、介護者の負担軽減を図ります。

（3）障がい者の自己実現や社会参加を通じた生活の質の向上支援

日常生活身辺動作の自立と共に情報提供機能の利用、文化活動、スポーツ、レクリエーションを通じて自己実現や社会参加に必要な生活環境の向上を目指します。

（4）誰もが共に生きることのできるやさしいまちづくり

「まちの段差」生活道路や公共施設の段差解消などの物理的な壁をなくすバリアフリーとともに「こころの壁」をなくすことによって、共に生きることのできる社会の実現に努めます。

（5）精神障がい者の生活支援の充実

精神保健に関する正しい知識の普及と精神障がい者福祉の啓発を推進するとともに、精神障がい者の自立と社会参加を促進するため、地域生活における支援を強化します。

（6）特別支援の充実

障がい者が子供の頃から一人ひとりが持つ能力と可能性を最大限に伸ばし社会で自立していく力を養うために家庭、学校、地域全体で支援するためのネットワークづくりを推進して、それぞれの障がいや特性に合った特別支援教育の充実が必要です。

第4 計画の期間

障がい者計画は、障害者基本法に基づく障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画であり、その計画期間を、平成30年度から令和5年度までの6か年とします。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、平成30年度から令和2年度までを第2期計画（前期）、第1期（前期）とし令和3年度から令和5年度を第2期計画（後期）、第1期（後期）とします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第3期猪苗代町障がい者計画					
第2期猪苗代町障がい福祉計画（前期）			第2期猪苗代町障がい福祉計画（後期）		
第1期猪苗代町障がい児福祉計画（前期）			第1期猪苗代町障がい児福祉計画（後期）		

※第2期猪苗代町障がい福祉計画（前期）は国で示している第5期障がい福祉計画、第2期猪苗代町障がい福祉計画（後期）は第6期障がい福祉計画の位置づけとなる。

※第1期猪苗代町障がい児福祉計画（前期）は国で示している第1期障がい児福祉計画、第1期猪苗代町障がい福祉計画（後期）は第2期障がい福祉計画の位置づけとなる。

第5 計画の構成

次の7つの部門を設定し、各部門毎に「施策目標」を置き、その目標ごとに「現状と課題」を整理し「施策の方向と具体的方策」を示しています。

- 1 啓発・広報・ボランティア
- 2 保 健 ・ 医 療
- 3 福 祉
- 4 教 育 ・ 育 成
- 5 雇 用 ・ 就 業
- 6 生 活 環 境
- 7 スポーツ・文化

第6 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

本計画は多岐にわたる分野から構成されていることから、関係部局との連絡調整を密にし施策の総合的な推進に取り組むとともに、災害対策や虐待防止など高齢者福祉や児童福祉などと共通する課題については相互に連携し課題の解決に努めます。

庁内における計画の推進状況については、各課等の長により構成する「保健福祉計画策定連絡会議」において点検を行います。

(2) 庁外の推進体制

計画の推進にあたっては、障がい者関係団体、障がい福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育関係者等の地域ネットワークの構築が必要であり、関係機関が一体となった総合的な取り組みができる「猪苗代町障がい者自立支援協議会」の機能強化に努め、計画の推進状況全般についても、「猪苗代町障がい者自立支援協議会」において点検を行います。

(3) 計画の見直し

国の障がい者制度改革に伴う法令の制定・改廃や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の見直しを行います。

総論	◆ 第 1 章
	◇ 第 2 節 障がい者を取りまく現状

第 1 本町の障がい者の現状

平成 29 年 4 月 1 日現在の本町の身体障がい者は 973 人（身体障害者手帳交付者数うち 192 人が 65 歳未満）で、知的障がい者は 158 人（療育手帳交付者数うち 142 人が 65 歳未満）、精神障がい者は 78 人（精神保健福祉手帳交付者数うち 67 人が 65 歳未満）です。

猪苗代町の総人口が減少する中、障がい者（各手帳交付者）の数は増加しており総人口（住民基本台帳人口）に占める障がい者の割合はさらに増加しています。

	身体障がい者 (人)	知的障がい者 (人)	精神障がい者 (人)	障がい者数計 (人)	総人口 (人)	総人口に占める 障がい者の割合 (%)
平成12年	821	94	9	924	18,614	4.96
平成18年	891	93	26	1,010	17,303	5.84
平成23年	912	145	62	1,119	16,065	6.97
平成29年	973	158	78	1,209	14,756	8.19

※各年 4 月 1 日現在の交付者数及び町総人口

次に、それぞれの障がいの主な傾向についてみますと、

(1) 身体障がい者（身体障害者手帳）

人数的にも総人口に占める割合的にも年々増加傾向にあります。うち、65 歳以上の 781 人、約 80% が介護保険対象となり、いわゆる高齢障がい者が多数を占めています（平成 23 年は約 78%）。障がい別では、〔肢体不自由〕が 624 人で全体の約 64% を〔内部〕が 236 人で全体の約 24% を占めています。

程度別では、「1 級・2 級」の重度障がい者が 408 人で、全体の約 42% を占めています。

また、身体障がい者（手帳所持者）の増加には、医療、福祉、行政機関の連携による制度の活用が広がっていることも要因となっています。

身体障がい者数の推移

(単位：人)

	障がい種類別内訳					程度別内訳						計
	視覚	聴覚平衡	音声言語	肢体不自由	内部	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
平成18年 65歳未満	57 (12)	57 (8)	9 (4)	551 (125)	217 (52)	277 (70)	134 (31)	132 (22)	213 (48)	74 (19)	61 (11)	891 (201)
平成23年 65歳未満	48 (13)	57 (9)	8 (4)	579 (125)	220 (48)	268 (70)	108 (24)	191 (23)	238 (56)	56 (15)	51 (11)	912 (199)
平成29年 65歳未満	45 (15)	63 (8)	5 (4)	624 (119)	236 (46)	294 (72)	114 (31)	217 (21)	252 (42)	40 (14)	56 (12)	973 (192)

※各年 4 月 1 日現在の身体障害者手帳交付者数

平成29年4月1日現在の障がい種別・程度別障がい者数

(単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚	17	15	5	2	5	1	45
聴覚平衡	0	10	8	27	0	18	63
音声言語	0	0	1	4	0	0	5
肢体不自由	113	89	171	179	35	37	624
内部	164	0	32	40	0	0	236
計	294	114	217	252	40	56	973

(2) 知的障がい者（療育手帳）

人数的にも総人口に占める割合的にも年々増加傾向にあります。

なお、平成23年145人に対して平成29年158人と増加傾向にありますが、これは障害者自立支援法の施行により施設入所者等が施設所在地に住所を移動したこと等が要因と考えられます。

また、65歳以上が16人と身体障がい者に比べ若年傾向にあります。

知的障がい者数の推移

(単位：人)

	程 度 別		年 齢 別			合 計
	A	B	18歳未満	18歳以上～ 65歳未満	65歳以上	
平成18年 65歳以上	41 (5)	52 (6)	12	70	11	93 (11)
平成23年 65歳以上	71 (6)	74 (7)	26	106	13	145 (13)
平成29年 65歳以上	79 (11)	79 (5)	37	105	16	158 (16)

※各年4月1日現在の療育手帳交付者数

平成29年4月1日現在の障がい程度・年齢別障がい者数

(単位：人)

	18歳未満	18歳以上～ 65歳未満	65歳以上	計
A (最重度・重度)	17	51	11	79
B (中度・軽度)	20	54	5	79
計	37	105	16	158

(3) 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳）

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成23年の62人に対して平成29年は78人と増加傾向にあります。精神保健福祉事務が平成14年度より町へ移譲され、手帳取得手続きや相談業務が身近になったことなどが手帳取得者の増加要因になっています。

また、自立支援医療（精神通院医療）受給者証交付者は165人おり、手帳を取得されていない精神障がい者の方も多数いらっしゃいます。

精神障がい者数の推移

(単位：人)

	程 度 別			年 齢 別			合 計
	1	2	3	18歳未満	18歳以上～ 65歳未満	65歳以上	
平成18年 65歳以上	7 (3)	18 (1)	1 (0)	1	21	4	26 (4)
平成23年 65歳以上	10 (3)	42 (4)	10 (0)	3	52	7	62 (7)
平成29年 65歳以上	8 (1)	44 (7)	26 (3)	1	66	11	78 (11)

※各年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳交付者数

平成29年4月1日現在の障がい程度・年齢別障がい者数

(単位：人)

	18歳未満	18歳以上～ 65歳未満	65歳 以上	計
1	0	7	1	8
2	1	36	7	44
3	0	23	3	26
計	1	66	11	78

第2 教育施策の現状

障がい等により、通常の学校において指導を受けることが不可能若しくは著しく困難、又は通常の学校における指導のみによっては十分な教育効果が期待できない児童生徒については、その能力を最大限に引き出し、社会的な自立および参加を可能な限り実現することを目的として、障がいの種類程度等に応じ、特別な配慮の下に、より手厚く、きめ細かな教育を行うこととしています。

(1) 特別支援学校在籍者数

平成29年4月1日現在

学 校 名	小 学 部	中 学 部	高 等 部	合 計
猪苗代支援学校	8	6	7	21
会津支援学校 (竹田病院分校含む)	3	2	0	5
郡山支援学校	0	1	1	2
合 計	11	9	8	28

(2) 特別支援学級在籍者数

平成29年4月1日現在

学 校 名	在籍者数
猪苗代小学校	5
翁島小学校	1
緑小学校	2
猪苗代中学校	6
合 計	14

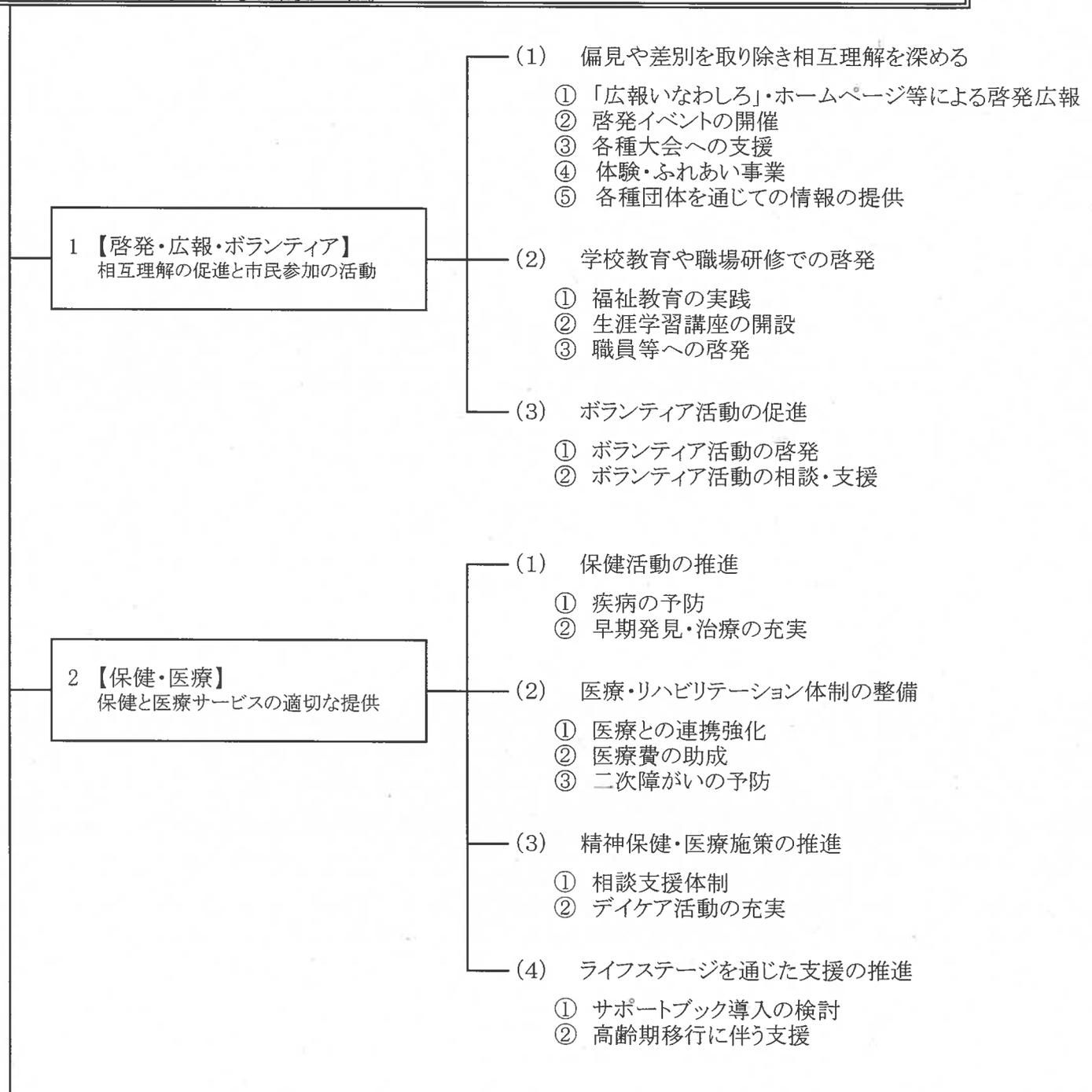
第3 障がい者雇用の現状

障がい者の雇用については、国内においては、平成30年4月1日より障がい者の雇用の促進等に関する法律等に基づく身体障がい者雇用率が2.3%から2.5%へと引き上げられ、適用される民間企業の範囲が常用労働者数50人から45.5人へと広がるなど、着実に改善がみられるものの、本町においては、実雇用率は、法定雇用率を下回っていると思われます。

また、障がい重度化が進展する中、重度障がい者の雇用が課題となっています。

総	◆ 第 1 章
論	◇ 第 3 節 施策の体系

【基本理念】 ～リハビリテーション・ノーマライゼーション～
 障がい者の「完全参加と平等」の実現を目指した、誰もが自分の能力を生かして
 平等に社会に参加できる環境づくり。

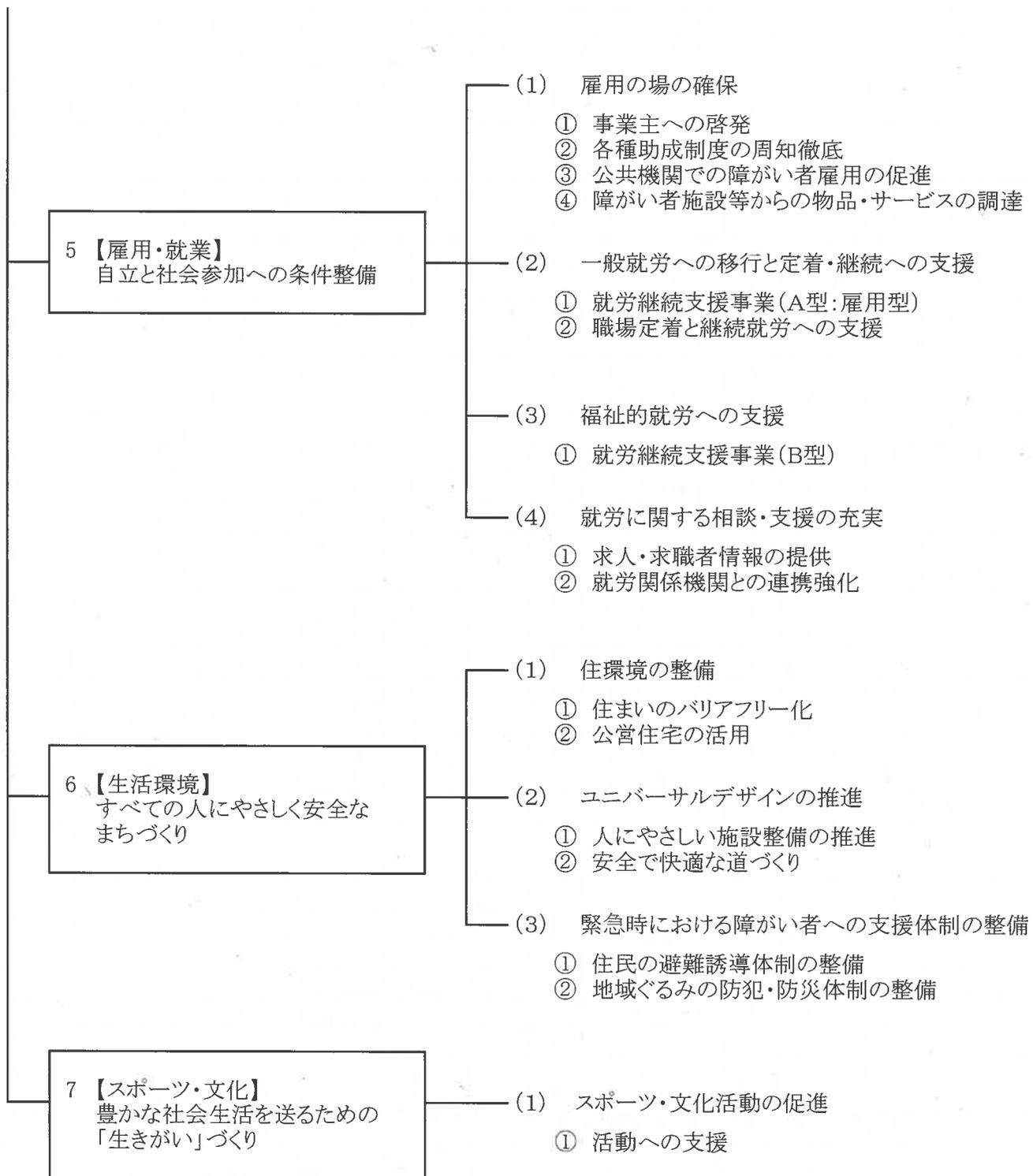


3 【福 祉】
生活の場を拠点とする利用者
本位の支援

- (1) 施設等入所から地域生活への移行支援
 - ① 安心して生活できる地域生活の基盤づくり
 - ② 地域生活への移行支援
 - ③ 施設の有効活用
- (2) 相談・支援体制の充実
 - ① 相談支援事業
 - ② 地域自立支援協議会
- (3) 地域療育体制の整備
 - ① 育児相談・健康診査の充実
 - ② 地域療育体制の整備
- (4) 成年後見制度の利用促進
- (5) 在宅福祉サービスの充実
 - ① 訪問系サービスの拡充
 - ② 日中活動系サービスの拡充
 - ③ 移動支援事業の拡充
 - ④ 訪問入浴サービス事業
 - ⑤ 日中一時支援事業
 - ⑥ 地域活動支援センター事業(Ⅲ型)
 - ⑦ 在宅福祉サービスの周知広報
- (6) 精神障がい者の社会復帰・社会参加支援
 - ① 精神障がいについての理解の普及
 - ② 地域生活への移行支援
 - ③ 社会参加への支援

4 【教育・育成】
生涯にわたる教育等の支援体制

- (1) 特別支援教育の推進
 - ① 早期発見・早期療育の推進
 - ② 療育支援体制の充実
 - ③ 保育・幼児教育の充実
 - ④ 学校教育の充実
 - ⑤ 成長過程に応じた一貫した支援体制の構築
- (2) 教育関係者への理解啓発の推進
 - ① 障がいに対する理解促進
 - ② 発達障がいに対する理解促進
- (3) 生涯学習の振興
 - ① 学習機会の提供
 - ② 自主活動への支援



第 2 章

各 論

第 1 節 啓発・広報・ボランティア

第 2 節 保 健 ・ 医 療

第 3 節 福 祉

第 4 節 教 育 ・ 育 成

第 5 節 雇 用 ・ 就 業

第 6 節 生 活 環 境

第 7 節 スポーツ・文化

各	◆第2章	各論
論	◇第1節	啓発・広報・ボランティア

施策目標

- 第1 偏見や差別を取り除き相互理解を深める
- 第2 学校教育や職場研修での啓発
- 第3 ボランティア活動の促進

第1 偏見や差別を取り除き相互理解を深める

[現状と課題]

- 障がい者向けアンケート調査では、差別・偏見を「よく感じる」や「ときどき感じる」と回答した方が全体の24%となっており、障がい者が地域で安心して生活を送ることができる社会にするためには、障がいや障がい者についての正しい知識の普及を進め、ノーマライゼーション理念の一層の浸透を図る必要があります。また、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、共生社会実現に向けて本町でもより一層の支援に取り組んでまいります。

[具体的な取り組み]

- 障がい者の社会参加を妨げる差別や偏見をなくし、全ての町民が互いに尊重しあい、共に生活する社会を目指して、障がいや障がい者についての正しい知識と理解の普及・啓発活動を推進します。
- ①「広報猪苗代」・ホームページ等による啓発広報
障がい理解に関する情報や各種福祉サービスの案内掲載と啓発広報を行います。なお、広報にあたっては、障がい特性に応じた読みやすく、わかりやすい広報活動に努めます。
- ②啓発イベントの開催
人権教育・啓発作品の募集・展示や各種行事の開催等により、「障害者週間（障害者基本法：12/3～9）」の周知を図るなど、広く住民意識の高揚を図ります。
- ③各種大会への支援
障がい者団体等の活動を支援し、障がい者の社会参加を図り、障がいに対する正しい理解の普及に努めます。
- ④体験・ふれあい事業
障がい者とのふれあいを通じて、障がいの疑似体験や介助の方法等を学び、障がいについての正しい理解を深め、外に出る機会が少ない障がい者の地域との交流を促進することを目的として、地域との交流活動に取り組みます。
- ⑤各種関係団体を通じての情報の提供
猪苗代町障がい者自立支援協議会や各種関係団体を通じて情報の提供を図るとともに、各種関係団体が行う啓発広報活動を支援します。

第2 学校教育や職場研修での啓発

[現状と課題]

- 障がいを持つことが、偏見のまなざしで見られないように心の教育と福祉思想の普及を図らなければなりません。共に支え合う福祉の心を育むために、小・中学校における教育活動を通じて福祉教育を促進します。
また、すべての人が福祉の心を持ち、障がいを理解し、平等な生活をおくるための学級・講座等学習機会の拡充を図り、生涯学習の中での福祉講座の開設に努めます。

[具体的な取り組み]

- 教育の現場や様々な職場の中で、障がい者に対する正しい理解と意識の向上を図ります。
- ①福祉教育の実践
障がい者に対する理解と、ともに生きることの大切さについて道徳教育や特別活動を実践します。
- ②生涯学習講座の開設
障がい者に対する理解を促進し、地域福祉活動へのかかわり方や障がい者とともに参加できる障がい者福祉に関する学習を取り入れた講座を開設します。
- ③職員等への啓発
職員等への研修を行い、障がいや障がい者についての正しい知識と具体的な支援のあり方についての理解を深め、福祉サービスの向上を図ります。

第3 ボランティア活動の促進

[現状と課題]

- 障がい者の就労や外出の機会は、障がい者の社会参加意欲の高まりなどにより以前に比べ多くなってきております。
- 日常生活や地域における交流の促進を図るためには、ボランティアの存在が不可欠であります。町民総ボランティア社会の形成、ボランティア活動の推進を図るため、町民のボランティアに対する関心を高めるとともに、積極的な参加を促進する必要があります。また、障がい者・健常者がともに支え、ともに生きる活動の輪を広げるためには、日常生活での交流の推進も重要です。

[具体的な取り組み]

- 生涯学習の一環として、町民にボランティア活動を広く紹介するための事業を行うとともに、普及推進を図り、ボランティア活動への参加を促進します。
また、ボランティア活動団体や推進団体等への支援の充実を図ります。
- ①ボランティア活動の啓発
誰にでも気軽にできるボランティア活動のPRなどを通し、ボランティア活動への理解を深めます。
- ②ボランティア活動の相談・支援
ボランティアの登録・紹介等、活動の普及と支援を行います。

各	◆ 第 2 章
論	◇ 第 2 節 保健・医療

施 策 目 標

- 第 1 保健活動の推進
- 第 2 医療・リハビリテーション体制の整備
- 第 3 精神保健・医療施策の推進
- 第 4 ライフステージを通じた支援の推進

第1 保健活動の推進

[現状と課題]

- 障がいの発生予防のためには、乳幼児期、思春期、母性のライフサイクルの各期を通じた健康づくりによる障がいの予防対策が重要であり、先天的障がい及び後天的障がいに対する取り組みが必要です。
- 母子保健の知識の普及啓発のため、妊娠中及び出産後並びに乳幼児期においては、個々のケースに応じたきめ細かな保健指導が必要であります。このため、妊産婦及び乳幼児等に対し相談・教育を行い、母子保健の充実を図っていきます。
- 発達障がいの早期発見と療育体制の整備が望まれています。
- 生活習慣病による障がいを防止するため、疾病の予防、早期発見・早期治療の充実を図る必要があります。
- 健康づくりについては、町民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る。」という認識を持ち、健康増進のための生活慣習を確立することが大切であることから、あらゆる部門にわたり、予防への意識の徹底を実践してきました。

[具体的な取り組み]

○疾病の予防

育児教室、生活習慣病予防教室などのライフステージに応じた健康教室、健康相談、健康診査などの様々な機会を通じて、疾病の予防についての意識啓発を行います。

また、障がいの原因となる疾病の予防と治療のために、周産期の健康管理・小児医療の充実を図ります。

○早期発見・治療の充実

「発達障害者支援法」を踏まえ、発達障がい等の相談や療育を担当する職員の資質を向上し、乳幼児健康診査等を通じ発達に課題のある子どもの早期発見を図り、早期療育へつながるよう、現状の把握と医療・保健・福祉のネットワーク機能の充実に努めます。

また年代等に応じた各種検診等により、疾病の早期発見と治療に努めるとともに、医療や経過観察が必要とされた人への事後指導の充実を図ります。

第2 医療・リハビリテーション体制の整備

[現状と課題]

- ライフステージに応じた一貫した医療やリハビリテーションが、地域においても継続して受けられる体制を整備する必要があります。
- 医療機関と保健・福祉サービス提供機関との相互の連携強化が求められています。

[具体的な取り組み]

○医療との連携強化

障がい者の地域での生活を支援するため、医療との連携を強化し、継続的かつ効果的なサービスの充実を図ります。

○医療費の助成

障がいの原因となる疾病の予防と治療、障がいの除去や進行防止等への経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行います。

(自立支援医療の給付、重度心身障害者医療費助成)

○二次障がいの予防

一次障がい(既存の障がい)から生じる合併症や日常生活能力の低下(二次障がい)を生み出さないために、適切な治療やリハビリテーション、生活、労働の環境について、正しい知識の普及に努めます。

第3 精神保健・医療施策の推進

[現状と課題]

- 医療機関等との連携を強化し、利用者サービスの向上を図る必要があります。
- 自殺の増加や思春期・青年期の「社会的ひきこもり」等、心の健康に関連する問題が増えており、相談体制の充実が望まれています。
- 長期入院(入所)している障がい者が在宅生活にスムーズに移行できるよう、入院(入所)中から退院(退所)へ向けての支援体制の充実が望まれています。

[具体的な取り組み]

- 相談支援体制
職場・学校・相談支援事業における相談体制の充実と、専門家による支援体制の整備を行います。
- 精神科入院者や障がい者施設入所者が退院・退所する際に必要な支援を行います。
また、地域で精神障がい者が生活を継続できるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を検討します。

第4 ライフステージを通じた支援の推進

[現状と課題]

- ライフステージの変化に伴い、関わる制度や支援を行う者が大きく変わるため、支援の一貫性が途切れてしまうため一貫した支援を行うという視点と、そのための仕組みづくりが望まれています。

[具体的な取り組み]

- サポートブック導入の検討
特に子どもの時代においては、出産期・乳幼児期・就学期・学齢期・青年期と成長に伴い環境や支援者が大きく変化していきます。環境や支援者が変わっても支援の内容に一貫性を持たせるためのツールとしてのサポートブックの導入について検討を行います。
- 高齢期移行に伴う支援
現行制度では介護保険優先適用となっているため、高齢期を迎えた障がいのある方の多くは介護保険への切り替えが必要となります。障がい福祉から高齢者福祉へ制度が変わっても支援内容が変わらないように一貫した支援を行います。

各	◆第2章
論	◇第3節 福祉

施 策 目 標

- 第1 施設等入所から地域生活への移行支援
- 第2 相談・支援体制の充実
- 第3 地域療育体制の整備
- 第4 障がい者の権利擁護
- 第5 在宅福祉サービスの充実
- 第6 精神障がい者の社会復帰・社会参加支援

第1 施設等入所から地域生活への移行支援

[現状と課題]

- 障がい者本人の意向を尊重した地域での生活を促進するため、地域移行への支援が必要です。
- 地域生活移行を推進するための地域ぐるみの支援体制の整備が求められています。
- 在宅生活を支援する地域資源として既存の入所施設等が有する人的・物的機能を有効に活用する必要があります。

[具体的な取り組み]

- 施設等入所から地域生活への移行を支援します。
- ①安心して生活できる地域生活の基盤づくり
地域移行を支援するにあたり、公的な福祉サービスの充実はもちろん、地域住民やボランティア団体等による「地域で支え合う仕組み」を構築し、安心して生活できる地域生活の基盤づくりを推進します。
- ②地域生活への移行支援
受け入れ条件が整えば退所可能とされる障がい者の社会復帰を目指すため、必要な支援を行います。
- ③施設の有効活用
施設が持つ機能を有効に活用して、就労・療育・相談等への支援体制の充実を図ります。さらに、地域に開かれた身近な交流スペースとしての活用を促進します。

第2 相談・支援体制の充実

[現状と課題]

- 身近なところで気軽に相談できる窓口から専門的な相談に対応する窓口まで、窓口機能の役割分担を明確にし、各機関が連携した支援体制の整備が求められています。
- 各種福祉サービスの紹介や相談業務を円滑に行うため、福祉・保健・医療・教育の連携をより一層充実する必要があります。

[具体的な取り組み]

- 住み慣れた家や地域の中で障がい者が安心して生活を送るために、身近なところで相談や支援が受けられるよう、窓口機能の充実と連携の強化を図ります。
- ①相談支援事業
地域における身体・知的・精神障がい者の日常生活や社会参加を支援するため、専門的な機関への委託などにより相談支援事業を実施します。相談支援事業では、生活相談や必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を図り、ケアマネジメントによる障がい福祉サービス等の利用支援など障がい者の地域生活を支援します。
- ②猪苗代町障がい者自立支援協議会
地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うため、自立支援協議会の活性化を図ります。

第3 地域療育体制の整備

[現状と課題]

○障がいの重度・多様化に伴い、児童の健康管理や機能訓練等について、医療・福祉関係機関等との連携を推進する必要があります。

[具体的な取り組み]

○「発達障害者支援法」を踏まえ、発達障がい児に対する早期発見・早期療育等の支援の充実を図ります。また、将来の社会参加へとつなげていく過程で切れ目のない支援が必要です。子どもの発達過程に関する情報を共有するよう努めます。

○「猪苗代町障がい児福祉計画」に基づき、障害児通所支援の推進を図ります。

①育児相談・健康診査の充実

発達障がい児を早期に発見し、適切な相談・支援を行えるよう、育児相談・健康診査の充実を図ります。

②地域療育体制の整備

地域で通いながら生活訓練や支援を受けることができるように、各施設や医療機関、相談窓口等の連携を深めます。また、障がい児に対する理解を促進し、地域での協力・支援を促すため、療育に関する機関等と連携して、障がいに関する知識の普及・啓発に努めます。

③障害児通所支援等の拡充

未就学の障がい児やその家族に対して支援を行い、日常生活動作の指導等の療育を行うサービスや就学中の障がい児に、授業終了後又は夏休み等の休日に、生活能力の向上のための訓練等の療育を行うサービス等の拡充を図ります。

第4 成年後見制度の利用促進

(猪苗代町成年後見制度利用促進基本計画)

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人は、財産を管理したり、契約を結んだりする必要があるがあっても、自ら選択し決定することが難しい状況に置かれています。

町では、このような判断能力の不十分な人を保護し、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるように成年後見制度の利用に係る取り組みを推進します。

1 現状と課題

本町では高齢化が進行しており、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加も予想されます。また、知的障がい者、精神障がい者を介護する方の高齢化に伴い、親亡き後の支援の必要性が増大することが懸念されます。

これらの人たちは、虐待などの人権侵害や悪徳商法などの消費者被害に遭いやすく、自ら必要な介護・福祉サービスを選択し決定することが難しい状況にあるため、今後ますます成年後見制度の必要性が高まっていくことが考えられます。

ア 認知症高齢者及び知的障がい者、精神障がい者の人数（令和2年9月30日現在）

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上：670人

知的障がい者：164人、精神障がい者：113人

イ 成年後見制度利用者数（令和元年12月31日現在）
後見：24人、保佐：3人、補助：2人、任意後見：1人

ウ 町長申し立てによる成年後見制度利用者数

実績値		平成29年度	平成30年度	令和元年度
成年後見制度	町長申立	2人	1人	0人
	報酬助成	1人	1人	2人

目標値		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度	町長申立	1人	1人	1人
	報酬助成	2人	2人	2人

2 施策の目標

成年後見制度を必要とする人が、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた連携の仕組みを構築する「権利擁護の地域連携ネットワーク」を構築します。

3 施策の方針

ア 権利擁護の地域連携ネットワークの構成

権利擁護の地域連携ネットワークの構成要素である、「チーム」「協議会」「中核機関」について段階的・計画的に整備します。

(ア) チーム

後見開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見開始後はこれに後見人が加わって、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み。

(イ) 協議会

「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、自発的に協力する体制作りを進める合議体。

(ウ) 中核機関

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関。

イ 地域連携ネットワークの役割と機能

地域連携ネットワークの役割と中核機関が担うべき具体的機能は以下のとおりとします。

地域連携ネットワークの3つの役割	中核機関の4つの機能（+副次的効果）
権利擁護支援の必要な人の発見・支援	広報機能
早期の段階からの相談・対応体制の整備	相談機能
意志決定支援・身上保護を重視した成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築	成年後見制度利用促進機能
	後見人支援機能
	（不正防止効果）

特に、広報機能や相談機能について優先的に整備し、権利擁護支援の必要な人の発見と早期の支援に結び付けていきます。

ウ 助成制度

成年後見制度を利用したくても、知的障がい、精神障がいなどの理由により自ら申し立てをすることが困難で身寄りがいない人に対する申し立ての支援や、申し立てに要する費用や成年後見人等の報酬を負担できない人に対する助成を行います。

第5 在宅福祉サービスの充実

[現状と課題]

- 地域における障がい者の自立した生活を支えるとともに、家族等の介護負担を軽減するため、ニーズに応じたサービス提供体制の整備が必要です。
- 在宅福祉サービスについての、周知広報が必要です。

[具体的な取り組み]

- 「猪苗代町障がい福祉計画」に基づき、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の推進を図ります。
 - ①訪問系サービスの拡充
在宅における介護のニーズは年々増加する傾向にあります。様々なライフスタイルに応じた訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護）の質と量を確保します。
 - ②日中活動系サービスの拡充
障がい者一人ひとりが、障がいの種類・程度に応じて、必要な日中活動を行うことができるよう、生活介護、療養介護等の日中の介護サービスや、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の自立に向けたサービスの拡充を図ります。
 - ③移動支援事業の拡充
地域生活支援事業として、障がいのある人が、社会参加等のために外出を必要とする場合に、ヘルパーの派遣を行います。
 - ④訪問入浴サービス事業
地域生活支援事業として、入浴が困難な重度の身体障がい児・者の家庭に移動入浴車を派遣し、在宅介護を支援します。
 - ⑤日中一時支援事業
地域生活支援事業として、障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的休息のため、障がい者等に対して日中における活動の場を提供します。
 - ⑥地域活動支援センター事業（Ⅲ型）
地域生活支援事業として、生産活動・創作活動や交流活動等を促すことで、障がい者の社会参加・社会復帰への支援に努めます。
 - ⑦在宅福祉サービスの周知広報
サービス対象者等に広く周知広報を図るとともに、障がい特性に応じた読みやすく、わかりやすい広報活動に努めます。

第6 精神障がい者の社会復帰・社会参加支援

[現状と課題]

- 全国的に身体・知的障がい者福祉に比べて対応が遅れている精神障がい者福祉施策を、さらに充実していく必要があります。
- 精神障がい者の在宅生活と社会参加・社会復帰を支援するうえで、保健福祉サービスや交流の場の充実を図る必要があります。
- 長期入院（入所）している障がい者が在宅生活にスムーズに移行できるよう、入院（入所）中から退院（退所）へ向けての支援体制の充実が望まれています。

[具体的な取り組み]

- 精神障がい者の社会復帰・社会参加を促進するため、精神障がいについての正しい理解の啓発を行うとともに、サービス事業者等との連携のもと、精神障がい者に対する福祉サービスの充実を図ります。
- ①精神障がいについての理解の普及
精神障がいについての偏見や差別をなくすため、正しい理解の普及を図ります。
- ②地域生活への移行支援
受け入れ条件が整えば退院可能とされる精神障がい者の退院・社会復帰を目指すため、必要な支援を行います。また、地域で精神障がい者が生活を継続できるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を検討します。
- ③社会参加への支援
障がい者と身近な地域との交流機会の拡充に努めます。また、身近な地域において障がいのあ
る人もない人も、気軽に集えるような交流の場の創出に努めます。

各	◆ 第 2 章
論	◇ 第 4 節 教育・育成

施 策 目 標

- 第 1 特別支援教育の推進
- 第 2 教育関係者への理解啓発の推進
- 第 3 生涯学習の振興

第1 特別支援教育の推進

[現状と課題]

- 一人ひとりの発育・発達のニーズに対し早期に対応した療育・教育を提供し、それを継続することが求められています。
- 障害者手帳の有無に関わらず、複数の関係機関等で連携し、切れ目のない支援をすることが非常に重要となってきています。
- 障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充やサービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が求められています。

[具体的な取り組み]

- 乳児期から幼児期、小学校、中学校、高校へと障がいのある子どもが適切かつ円滑な保育サービス、教育サービス、障害児通所支援を受けられるように関係部局の連携を図り、切れ目のない支援体制の整備に努めます。
- ①早期発見・早期療育の推進
障がいのある子どもや発達に課題のある子どもの早期発見を図り、早期療育へつながるよう、医療・保健・福祉の連携を深め、情報の共有化や支援ネットワーク機能の充実に努めます。
- ②療育支援体制の充実
一人ひとりの状態や特性、ニーズに応じた専門的で適切な療育指導を受けられるよう療育体制の充実に努めます。また、医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の連携の強化に努めます。
- ③保育・幼児教育の充実
身近な地域において育つことができるよう、保育所・幼稚園での受入体制の充実に努めるとともに保育所・幼稚園への専門機関による助言や連携の強化に努めます。
- ④学校教育の充実
支援学校をはじめとした関係機関等との連携により、障がいのある子どももいない子どもも特別支援学校をはじめとした関係機関等との連携により、一人ひとりの子どもの障がい及び教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援に努めます。
- ⑤成長過程に応じた一貫した支援体制の構築
教育、医療、福祉などの関係機関の連携により、障がいのある子どもや発達に課題のある子どもとその保護者が、乳幼児期から青年期まで成長過程に応じて、切れ目のない一貫した適切な支援を受けることができるような仕組みづくりに努めます。

第2 教育関係者への理解啓発の推進

[現状と課題]

- 重度化・多様化する障がいへの教育関係者の共通理解と、教育的支援の充実が求められています。

[具体的な取り組み]

- 障がいのある児童生徒に対して、一人ひとりの特性に応じた教育ができるよう、教育関係者の支援に取り組みます。

①障がいに対する理解促進

障がいのある児童生徒に対して、共通理解のもと適切な教育が展開できるよう支援を図ります。

②発達障がいに対する理解促進

発達障がいに関する冊子等を利用し、発達障がいに対する教職員の理解促進を図ります。

第3 生涯学習の振興

[現状と課題]

○町民一人ひとりが自己の実現を目指し、自らが進んで学ぶ生涯学習活動への支援が望まれています。

[具体的な取り組み]

○障がい者の生涯学習を支援し、社会参加と相互理解の促進を図ります。

①学習機会の提供

障がいのある人への学習機会の提供と内容の充実を検討します。

②自主活動への支援

障がい者のグループや団体による自主講座等の開催を支援します。

各	◆ 第 2 章
論	◇ 第 5 節 雇用・就業

施 策 目 標

第 1 雇用場の確保

第 2 一般就労への移行と
定着・継続への支援

第 3 福祉的就労への支援

第 4 就労に関する相談・支援の充実

第1 雇用の場の確保

[現状と課題]

- 障がい者の一般就労を促進するために、関係機関との連携のもとに、雇用環境の充実を図る必要があります。
- 障がい者就労施設等で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済的な自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するため、平成25年4月に障害者優先調達推進法が施行されました。

[具体的な取り組み]

- 障がい者雇用に対する企業意識の高揚を図り、障がい者の就労機会の拡大と職場環境の整備を促進します。
- ①事業主への啓発
障がい者雇用支援月間（9月）等を中心に、町内の事業主に対して障がい者雇用についての理解促進を図り、継続的な雇用ができるよう協力を要請します。
- ②各種助成制度の周知徹底
関係機関と連携しながら、障がい者雇用納付金制度に基づく助成や特定求職者雇用開発助成金制度など障がい者雇用を促進する各種制度の周知徹底を図ります。
- ③公共機関での障がい者雇用の促進
町及び町関係団体等における障がい者雇用について、関係機関との協議・要望を行い、法定雇用率の確保はもとより雇用体制の充実に努めます。
- ④障がい者就労施設等からの優先的・積極的に、物品やサービスを調達するよう勤めます。

第2 一般就労への移行と定着・継続への支援

[現状と課題]

- 一般就労への移行を希望する障がい者に、雇用機会や訓練指導等の支援充実を図る必要があります。また、就労に伴う生活面の課題等に対し、就労の継続を図る必要があります。

[具体的な取り組み]

- サービス事業者との連携のもと、就労継続支援事業（A型）等の一般就労を促進するための各種サービスの充実を図ります。
- ①就労継続支援事業（A型：雇用型）
雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労への移行支援等を行う事業です。
- ②職場定着と継続就労への支援
障がい者の職場への定着（就労定着支援）と就労の継続を支援するため、ハローワーク等の関係機関と連携して、トライアル雇用（障害者試行雇用事業）や職場適応援助者（ジョブコーチ）等の障がい者・事業主双方を支援する各種制度について、周知徹底と利用促進を図ります。

第3 福祉的就労への支援

[現状と課題]

- 一般就労が困難な障がい者の就労や交流活動等の場として、福祉的就労事業所等の充実を図る必要があります。
- 「福祉的就労」の利用希望が多く、障がいの状況や本人の適性に応じて、就労移行支援、就労継続支援などの多様な選択肢を確保するよう努める必要があります。

[具体的な取り組み]

- サービス事業者と連携のもと、一般就労が困難な障がい者に対する福祉的就労の場の確保を図ります。
- ①就労継続支援事業（B型）
年齢や体力面で一般就労が難しい障がい者等を対象に、雇用契約は結ばずに就労機会を提供する事業であり、小規模作業所等から当該事業へ円滑な移行の促進を図ります。

第4 就労に関する相談・支援の充実

[現状と課題]

- 就労希望者に適切な求人情報が伝わり、障がい者の雇用が促進されるよう、求職活動への支援が必要です。

[具体的な取り組み]

- 求人・求職者情報の提供
ハローワーク等の関係機関との連携を図り、就労相談に応じます。
- 就労関係機関との連携強化
障がい者の就労や生活支援に携わる各種関係機関との連携強化を図ります。

各	◆第2章
論	◇第6節 生活環境

施 策 目 標

- 第1 住環境の整備
- 第2 ユニバーサルデザインの推進
- 第3 緊急時における障がい者への
支援体制の整備

第1 住環境の整備

[現状と課題]

○障がい者が住み慣れた地域の中で自立生活を送るには、住まいの確保が必要であるため、障がいの態様に応じた公共住宅の供給や民間住宅のバリアフリー化等の促進が求められています。

[具体的な取り組み]

○障がい者の住まいを確保し、住戸のバリアフリー化を行う等、住環境の整備を推進します。

①住まいのバリアフリー化

住み慣れた家での生活が継続できるように、日常生活用具給付事業等を利用して住宅のバリアフリー化を支援します。

②公営住宅の活用

高齢者や障がい者等の住宅弱者対策として、1階への優先的入居、単身者向け住宅等の供給について検討します。

第2 ユニバーサルデザインの推進

[現状と課題]

○「すべての人にやさしく安全なまちづくり」に向けて、公共建築物や道路、民間建築物等における福祉環境整備の促進を図り、総合的に福祉の視点を組み入れたまちづくりを進める必要があります。

○障がい者が利用しやすい公共交通機関の整備が求められています。

[具体的な取り組み]

○だれもが使い勝手の良いユニバーサルデザインを取り入れ、計画の段階から障がいのある当事者の参画を得ながら、やさしいまちづくりの推進を図ります。

①人にやさしい施設整備の推進

ユニバーサルデザインや「福島県人にやさしいまちづくり条例」の考え方を踏まえ、高齢者や障がい者が安全で快適に利用することができる施設の整備を推進します。

②安全で快適な道づくり

歩道の段差解消や点字ブロックの設置等による安全で快適な道づくりを進めます。

また、看板や駐輪など路上障がい物のない歩道環境や、障がい者用駐車スペース（おもいやり駐車場）の利用マナー等について啓発を図ります。

第3 緊急時における障がい者への支援体制の整備

[現状と課題]

- 障がいのある人もない人も、誰もが地域の一員として共に助け合い、支え合う地域ぐるみの防犯・防災体制の整備が求められています。
- 災害発生時の避難等に支援を必要とする災害弱者を事前に把握し、主に地域で安否確認などの必要な支援を行える体制の整備が求められています。
- 介護・見守りが受けられる福祉避難所の設置や受入体制にかかる情報を共有する必要があります。

[具体的な取り組み]

- 災害弱者である障がい者の安全を確保するため、緊急時の支援体制を整備します。
 - ①住民の避難誘導體制の整備
障がい者や家族の人権に配慮した非常時の安否確認体制や連絡通報体制の整備に努めるとともに、支援者の確保を図ります。
 - ②地域ぐるみの防犯・防災体制の整備
高齢者や障がい者が安全で安心して暮らせる地域ぐるみの防犯・防災体制づくりを推進します。
 - ③福祉避難所の設置
一般の避難所での共同生活が困難な要配慮者が安心して避難生活ができるよう、特別な配慮がなされた社会福祉施設等を「福祉避難所」として指定します。

各	◆第2章
論	◇第7節 スポーツ・文化

施 策 目 標

第1 スポーツ・文化活動の促進

第1 スポーツ・文化活動の促進

[現状と課題]

○健康や体力の増進、生きがいのある生活や豊かな人間関係等を形成するためのスポーツ・文化活動を、障がいの態様に応じて気軽に楽しめるような環境づくりが求められています。

[具体的な取り組み]

○障がい者のある人となない人が相互の理解を深め、また、障がい者自身の心身機能訓練、生きがいの創造、社会参加意欲の高揚等を図るため、障がい者のスポーツ・文化活動を促進します。

①活動への支援

障がい者団体等の育成を図り、その活動を支援するとともに、地域で取り組んでいるレクリエーション活動に障がい者が進んで参加できるよう機会の拡充を図ります。